

市第 162 号議案

横浜市港湾施設使用条例の一部改正

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成23年 2 月10日提出

横浜市長 林 文 子

横浜市条例（番号）

横浜市港湾施設使用条例の一部を改正する条例

横浜市港湾施設使用条例（昭和24年 9 月横浜市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第12条第 1 項第 4 号アを次のように改める。

ア 専用使用

- | | |
|-------------------|--------|
| (ア) 鉄鋼上屋及びコンテナ上屋 | |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1,503円 |
| (イ) バナナ上屋 | |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 750円 |
| (ロ) 青果上屋 | |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1,350円 |
| (ハ) 航空貨物ターミナル | |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1,800円 |
| (ニ) その他の上屋 | |
| 1 月 1 平方メートルまでごとに | 1,098円 |

第12条第 1 項第 4 号イ(ア)を次のように改める。

- | | |
|----------------|--|
| (ア) 基本料金 | |
| a 鉄鋼上屋及びコンテナ上屋 | |

1 日 1 平方メートルまでごとに	52円
b その他の上屋	
1 日 1 平方メートルまでごとに	38円

第12条第2項から第4項までを削る。

別表第1の2中「(第12条第1項第5号ア(ア) b (b))」を「(第12条第5号ア(ア) b (b))」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の横浜市港湾施設使用条例第12条第4号ア(ア)及び(カ)の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

提 案 理 由

上屋の専用使用に係る使用料を改定する等のため、横浜市港湾施設使用条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市港湾施設使用条例（抜粋）

（	<u>上段</u>	<u>改正案</u>	）
（	<u>下段</u>	<u>現 行</u>	）

（使用料）

第 12 条 第 3 条の規定により、港湾施設（第 17 条第 1 項に掲げる港湾施設を除く。）の使用の許可を受けた者は、次の各号に掲げる額（第 4 号、第 8 号、第 12 号イ及び第 15 号（新港ふ頭旅客施設の使用料に限る。）に掲げるものにあつては、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）その他の法令に基づき消費税を免除される場合を除き、当該各号に定める額に 1.05 を乗じて得た額）の使用料を納付しなければならない。

（第 1 号から第 3 号まで省略）

(4) 上屋使用料

ア 専用使用

<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>400 円</u>
(7) <u>鉄鋼上屋及びコンテナ上屋</u>	
<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>1,503 円</u>
(1) <u>バナナ上屋</u>	
<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>750 円</u>
(2) <u>青果上屋</u>	
<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>1,350 円</u>
(1) <u>航空貨物ターミナル</u>	
<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>1,800 円</u>
(1) <u>その他の上屋</u>	
<u>1 月 1 平方メートルまでごとに</u>	<u>1,098 円</u>

イ 一般使用

(7) 基本料金

1 日 1 平方メートルまでごとに	38 円
a <u>鉄鋼上屋及びコンテナ上屋</u>	
1 日 1 平方メートルまでごとに	52 円
b <u>その他の上屋</u>	
1 日 1 平方メートルまでごとに	38 円

((1) 及び第 5 号から第 20 号まで省略)

2 前項第 4 号アの規定にかかわらず、バナナ上屋使用料については 1 月 1 平方メートルまでごとに 750 円に 1.05 を乗じて得た額とし、青果上屋使用料については 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,350 円に 1.05 を乗じて得た額とし、航空貨物ターミナル使用料については 1 月 1 平方メートルまでごとに 1,800 円に 1.05 を乗じて得た額とする。

3 第 1 項第 4 号イ(7)の規定にかかわらず、コンテナ上屋及び全天候はしけ上屋の使用料については、次に定める額に 1.05 を乗じて得た額とする。

(1) コンテナ上屋使用料

1 日 1 平方メートルまでごとに	52 円
-------------------	------

(2) 全天候はしけ上屋使用料

1 日 1 平方メートルまでごとに	38 円
-------------------	------

4 第 1 項第 4 号イの規定にかかわらず、鉄鋼上屋の使用料については、次に定める額に 1.05 を乗じて得た額とする。

(1) 基本料金

1 日 1 平方メートルまでごとに 52 円以内において規則で定め	
-----------------------------------	--

る 額

(2) 滞貨料

搬入の日から起算して60日を超えて蔵置された貨物について

は、基本料金のほかに61日以後1日1トンまでごとに30円を加

算する。

別表第1の2 $\frac{\text{(第12条第5号ア(7) b (b))}}{\text{(第12条第1項第5号ア(7) b (b))}}$

(表省略)